

処分庁 大阪府

処 分 の 種 類	業務停止処分(7日間) 業務停止期間:令和元年12月19日～令和元年12月25日
処 分 年 月 日	令和1年11月20日
商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	株式会社ハウスメッセージ (法人番号 8120001193773)
代 表 者	田中 昌彦
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第58662号 平成27年11月19日
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区

処 分 等 の 理 由

平成30年11月16日付で締結された、法人を売主とし、法人を買主とする、箕面市所在の物件の売買契約に係る被処分者の媒介業務において、次のとおり法に違反する事実があった。

1 売主から売却の依頼を受けたにもかかわらず、売主に対し、法第34条の2に規定する書面(媒介契約書)を交付しなかった。このことは、法第34条の2第1項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。

2 契約解除期限の到来前に、買主に対する金融機関の融資の承認が困難となったことを売主に通知・説明し、買主と売主との間で契約解除期限延長の合意の仲介をするなどの適切な業務の遂行をしなかった。このことは、宅地建物取引業に関し取引の公正を害する行為であり、法第65条第1項第2号に該当する。